

「和水町福祉センター」開館のお知らせ

町民の皆様には日頃から町行政、特に福祉行政につきましては、多大なるご支援、ご協力をいただき、心より厚くお礼申し上げます。

「三加和温泉ふれあいの森あばかん家」は、昨年4月1日から町民の皆様の健康及び福祉の増進を図るための施設改修を行ってまいりました。

本年4月1日までに施設改修を終り、「和水町福祉センター」として開館しました。

また、社会福祉協議会も本所・支所を統合し、福祉センター内へ事務所を移転しました。

今後は、この施設の最大の資源である温泉を有効活用し、総合福祉サービスの拠点施設として、和水町社会福祉協議会と共に町民の皆様の健康及び福祉の増進を図ってまいります。

今後は、社会福祉協議会事業のさらなる充実を図ってまいりますので、趣旨をご理解いただき、ご支援ご協力いただきますようお願い致します。

問い合わせ先 社会福祉協議会(和水町福祉センター内) ☎0968・34・2366
 本庁 健康福祉課 福祉係 ☎0968・86・5724



児童手当のお知らせ



◆支給対象

中学校3年生までの児童を養育している人
 ※公務員の人は、勤務先から支給されます。

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は、15,000円)
中学生	10,000円

※児童を養育している人の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

◆現況届

6月以降の児童手当を受けるには、現況届が必要です。現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。

今年度も下記の日程で現況届の特別受け付けを行います。提出されないと、6月以降の手当が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

★特別受付日・受付場所

菊水地区 6月23日(月)・24日(火) 本庁1階会議室
 三加和地区 6月25日(水)・26日(木) 総合支所福祉課窓口

★受付時間

午前8時30分～午後7時

★持参品

- ・印鑑
- ・保護者(受給者と配偶者)と児童の健康保険証
- ・保護者の所得課税証明書(平成26年1月2日以降に和水町に転入された人)
- ・児童の住民票謄本(児童と別居されている人)

★対象者

中学3年生までの児童を養育している人(公務員の人を除く)

※日程、時間などの都合が悪い人は、ご相談ください。

※5月中に、転入された人や第1子の出生などで認定請求書を提出された人は、現況届を提出する必要はありません。

※「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受け付けも同時に行うことができます。時間に余裕をもってお越しください。

問い合わせ先 本庁 健康福祉課 子ども家庭係 ☎0968・86・5724
 総合支所 福祉課 地域福祉係 ☎0968・34・3111(内線761)